

# 新潟市と大学連携新潟協議会との事業連携に関する協定書

新潟市（以下「甲」という。）と大学連携新潟協議会（以下「乙」という。）は、次のとおり連携協定（以下「本協定」という。）を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲と乙が連携、協力して事業を実施し、もって地域社会の発展と人材の育成に寄与することを目的とする。

## （連携内容）

第2条 甲と乙は、前条の目的を達成するため、協議によって連携する事業分野を定めるものとする。

## （有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、締結の日から平成23年3月31日までとする。ただし、有効期間満了日の30日前までに、甲又は乙から何らかの申し出がないときは、さらに3年間更新するものとし、その後も同様とする。

## （協議）

第4条 本協定に定める事項について疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、甲と乙が協議して定めるものとする。

本協定締結の証として本書2通を作成し、甲、乙それぞれ署名の上、各々1通を保有するものとする。

平成20年10月15日

甲

新潟市中央区学校町通1番町602番地1

乙

新潟市西区五十嵐二の町8050番地

大学連携新潟協議会

代表 国立大学法人 新潟大学

新潟市長

学長

海田昭

下條文武